

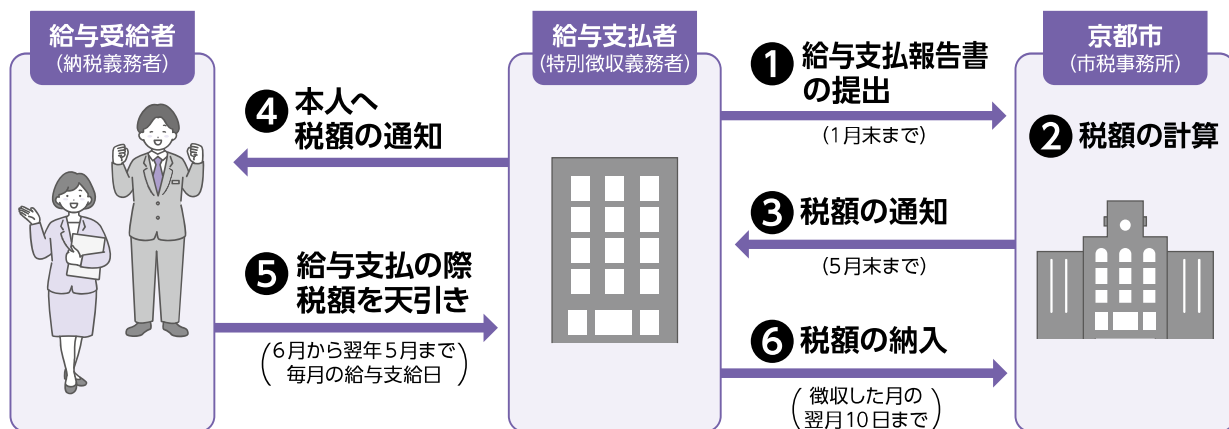
令和
7年度

給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税

特別徴収の手引

京都府と府内全ての市町村は、
原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、
個人住民税の特別徴収を徹底します。

特別徴収による納税のしくみ



本年度の市民税・府民税・森林環境税(特別徴収)につきまして、徴収および納入等のご協力をお願いいたします。〈根拠法令〉地方税法第321条の4第1項

Q&A よくあるご質問

Q1

税額決定通知書に退職・転勤した従業員の
名前が記載されて
いるのは、なぜ
ですか？



A1

提出された「給与支払報告書・特別徴収に係る
給与所得者異動届出書」のうち、**令和7年
4月16日**以降の受付分については、**当初課税通知書
(令和7年5月16日付)**には反映されていません。
「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動
届出書」が未提出であれば、至急ご提出
ください。

P.6 参照

Q2

新規採用者を特別徴収
扱いにするには、どうす
ればよいですか？



A2

「特別徴収への切替申出書」をご提出ください。

P.8 参照

Q3

確定申告した内容が税額に反映
されていません。

A3

確定申告等の申告期限の延長等に伴い、申告日によっては内容
が反映されていない場合がありますが、それらの修正分につい
ては、6月以降に税額変更通知書を送付します。



京都市
CITY OF KYOTO

特別徴収義務者の皆様へ

日ごろは、本市の税務行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和7年度の市民税・府民税・森林環境税につきまして貴事業所に特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、この「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収の手引」を御覧いただき、特別徴収事務を適切に進めていただきますようお願いいたします。

令和7年5月 京都市長

— も く じ —

section 1 給与からの特別徴収について

給与からの特別徴収の手続	1
給与からの特別徴収税額の納入方法	2
納入書の記載例	4
給与所得者異動届出書の提出方法	5
★退職・転勤等により特別徴収が継続できなくなる場合	
給与所得者異動届出書の記載例	6
異動届出書様式	7
★採用等により新たに特別徴収とする場合	
特別徴収への切替申出書の記載例	8
切替申出書様式	9

section 2 給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書について

特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)茶色刷の表示内容	10
---	----

section 3 退職手当等からの特別徴収について

退職手当等からの特別徴収の手続方法	11
退職手当等からの特別徴収税額の計算方法	13
退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書・納入内訳届出書の記載例	15
納入内訳届出書様式	16

section 4 名称等の変更届出書について

名称等の変更届出書の記載例	17
変更届出書様式	18
■指定通知書	19
■特別徴収税額通知受取方法変更届出書	20
■令和7年度改正	21
■京都市のお問い合わせ先	裏表紙

eLTAX【エルタックス】について

エルタックスとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」「名称等の変更届出書」等の電子申告・届出・納税が可能です。
利用可能な時間は、8:30～24:00(※土日祝、年末年始12月29日～1月3日を除く)です。
エルタックスの利用届出や申告方法の詳しい情報については、エルタックスホームページを御覧ください。
※ 毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。

eLTAX ホームページ..... <https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」..... <https://eltax.custhelp.com/>

給与からの特別徴収の手続

1 特別徴収税額の通知について

特別徴収税額は、給与支払者（特別徴収義務者）を通じて受給者（納税義務者）へ通知することとなります。今回、お送りしている書類の説明は下記のとおりです。

なお、決定通知書の再発行はできませんので、紛失・破損等しないよう注意してください。

(1) 令和7年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）**茶色刷**

この通知書は、給与支払者（特別徴収義務者）が各受給者（納税義務者）から徴収していただく各月ごとの合計金額を記載した税額の通知です。給与支払者（特別徴収義務者）が大切に保管してください。

詳細はP.10参照

(2) 令和7年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）**緑色刷**

この通知書は、各受給者（納税義務者）に市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額を通知するものです。通知期限は5月31日となっていますので、**圧着部分を剥がさずに、速やかに各受給者（納税義務者）に配付してください。**受給者本人から課税内容に関する質問等がある場合は、**ご本人にお答えしますので、受給者本人から通知書に記載している市税事務所市民税担当へお問い合わせいただくようご案内ください。**

(3) 令和7年度給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の**納入書**

eLTAXの地方税共通納税システムや住民税自動振替サービスを利用されている場合など、納入書を使用しないことを事前に連絡していただいている給与支払者（特別徴収義務者）につきまちは同封していません。今回納入書の同封があり、次年度以降納入書の送付が不要な場合は、電話で連絡いただくか次年度の給与支払報告書を提出する際に、総括表にその旨を記載して提出してください。

※ eLTAXにより給与支払報告書の提出をしている場合は、特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）を書面（郵送）で受取または、eLTAXからのデータのダウンロードでの受取となります。（※給与支払報告書提出時に選択が必要です。）年度の途中での受取方法の変更は、原則としてできません。

2 特別徴収税額の徴収について

同封の「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の納付額欄に、それぞれの受給者（納税義務者）に係る各月の納付額が記載されていますので、**各月の給与の支払いの際に、当該月の納付額を徴収してください。**

各月の特別徴収税額は、該当年度分の特別徴収税額を12分割（6月から翌年5月まで）して算出します。（6月以降に通知したものについては、特別徴収開始月から翌年5月までの月数で分割します。）

なお、月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は最初に徴収する月に加算します。また、特別徴収税額が均等割相当額以下の方につきましては、最初に徴収する月にその全額を徴収することとなっています。

3 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、課税内容に変更が生じた場合には、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）」を送付しますので、給与支払者（特別徴収義務者）から受給者（納税義務者）に変更通知書（納税義務者用）**緑色刷**を配付するとともに、変更月以後については、**変更通知書（特別徴収義務者用）茶色刷**に記載された変更後の納付額を徴収してください。

なお、個人の課税内容に関する質問等がある場合は、**受給者本人から通知書（納税義務者用）緑色刷**に記載している市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

※特別徴収税額の変更通知書の受け取り方法（書面または電子データ）は、原則として特別徴収税額の決定通知書と同じ方法になります。

1 納入方法について

徴収した納付額については、同封の「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の納入書」（以下、「納入書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、下記 **3** に記載している金融機関等で納入してください。

- 京都市では特別徴収税額の納入について口座振替制度は御利用いただけません。
- 金融機関独自の住民税自動振替サービス等を利用される場合の、京都市の市区町村コードは、特別徴収義務者の所在地にかかわらず「**261009**」です。
- 同サービスを利用される際は、**市区町村コード及び特別徴収義務者指定番号をお間違えのないよう御注意ください。**
- 国庫金振込を利用される際の、京都市の指定金融機関は**三菱UFJ銀行京都支店**です。納入時には、振込明細票に特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月を漏れなく記入してください。

令和元年10月1日からeLTAXの地方税共通納税システムを利用し、インターネットで納税することができます。詳細は、eLTAXホームページを御覧ください。（表紙裏面もくじ下）

なお、本市での納付情報の管理上必要ですので、納税の際は通知書に記載の**特別徴収義務者指定番号（6桁）**を入力していただきますようお願いいたします。

2 納入書について

納入書は、令和7年6月分から翌年5月分までの12枚と予備2枚の14枚綴りとなっていますので、納入に当たっては、それぞれ特別徴収した月分の納入書をご使用ください。

納入書には、年度当初課税通知書に基づいた各月の納入額を予め印字していますので、納入額に変更がない場合は、何も記入せずにそのままお使いいただけます。退職等の異動や税額変更等があった場合の納入額の変更および金額の書き損じ等につきましては、P.4 納入書記載例をご参照ください。

使い方についてはP.4 参照

3 納入場所（令和7年4月1日現在）

- 京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所
- 指定金融機関及び以下の収納代理金融機関（全国の本店・支店・出張所で取り扱います。）

銀	行	みずほ	三菱UFJ	三井住友	
		北陸	北國	滋賀	京都 池田泉州 南都
		但馬	徳島大正		
信	用	金	庫	京都	京都中央
信	用	組	合	京滋	近畿産業
農	業	協	同	組	合
				京都府信用農業協同組合連合会	京都市 京都中央 京都
そ	の	他		近畿労働金庫	
- 近畿2府4県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局
（京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県）
- 上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
既に指定しましたゆうちょ銀行直営店及び郵便局に限り取り扱います。※

※ 近畿2府4県の区域外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局を利用するには、京都市の収納機関としての指定が必要になります。未指定のゆうちょ銀行直営店及び郵便局での納入の際には、**19ページの指定通知書**をゆうちょ銀行直営店等に提出してください。また、利用されるゆうちょ銀行直営店等を変更される場合は、改めて**指定通知書**の提出が必要となります。

4 納期限について

徴収した月の翌月の10日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに納入してください。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は下記 **5** のとおりです。

また、納期限後に納入された場合は延滞金が加算される場合がありますので、納期限までに必ず納入してください。



5 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満であり、滞納がない給与支払者（特別徴収義務者）に限り、市町村長に対して申請を行い、承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する月以後の徴収税額については、次のとおり、年2回に分けて納入することができます。

徴収月	納期限
令和7年6月分から 令和7年11月分まで	令和7年12月10日 (11月分の納入書を使用してください。)
令和7年12月分から 令和8年5月分まで	令和8年6月10日 (5月分の納入書を使用してください。)

この制度についての質問や、制度の利用を検討される場合等は、京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）までお問い合わせください。また、京都市ホームページから申請書のダウンロードができます。

ダウンロードページへのリンクはこちら →
または裏表紙をご覧ください。



6 延滞金について

納期限後に税額を納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の表の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を税額と共に納入してください。

期 間	延滞金の割合
納期限の翌日から 1月を経過する日までの期間	年 2.4 %（令和7年中） （令和8年1月以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（上限は年7.3%））
納期限の翌日から 1月を超える期間	年 8.7 %（令和7年中） （令和8年1月以後の期間については、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に7.3%の割合を加算した割合（上限は年14.6%））

なお、延滞金の額を計算するに当たっては、計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

また、延滞金が1,000円未満であるときはその全額を切り捨て、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

（注）「延滞金特例基準割合」とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する平均貸付割合に年1.0%を加算した割合（令和7年中は1.4%）をいいます。

納入書の記載例

注意事項

- (1) 納入年月 **A** および納入額 **B** (当初課税通知書送付時分) を予め印字していますので、**納入額に変更のない場合は、そのままご使用いただけます。**

京都市 納入書

市町村コード 061010-3-960099 加入者名 京都市会計管理者

納入年月 7年6月分 納入金額 180001 ¥50,000

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の枠を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。

納入期間 7年7月10日

合計額

納入額 B

納入金額(2)欄は記入不要です。

赤色で印刷された用紙です。

- (2) 納入額に変更等が発生した場合、下記のとおり訂正してご使用いただけます。

★退職、一括徴収、転勤、税額変更等で
給与分の納入金額を変更するときは…

京都市		山田民彦様御預金 株式会社 京都市	納入書		（受領者の印鑑、住所、電話番号、氏名を記入し に使用する欄）
市区町村コード	口座番号			加入者名	
26009	01010-3-960099			京都市会計管理者	

① 横線で抹消
(訂正印は不要)

② 納入金額の給
与分と合計額
に正しい税額
を記入する。
(一括徴収分も
給与分に
含めて記入)

★記入した金額を訂正する場合は…

京都府 市町村コード 2 6 1 0 0 9 納入書(公) 01010-3-960099 加入者名 京都市会計管理室

納入金額(円) 180001 ~~¥50,000~~

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額 納入額(50000) ~~¥40,000~~

納入額 ~~¥45,000~~

記入した金額を横線で抹消して、その上に訂正額を記入してください。
※金額の先頭に「¥」を記入してください。

- (3) OCR(光学読取装置)で処理するため、用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。
- (4) 万が一、再発行が必要となった場合は、市税事務所法人諸税室(特別徴収担当)までご連絡ください。
(京都市ホームページからもダウンロード可能です。)

ダウンロードページへのリンクはこちら ➡
または裏表紙をご覧ください。



京都市から送付した納入書を使用されない
特別徴収義務者の方へ

- 金融機関独自の住民税の自動振替サービス等を利用されている場合は、御利用の金融機関へ特別徴収義務者指定番号を連絡してください。
- 独自に納入書を作成される場合は、全国統一様式に準じた様式にしてください。また、口座番号、加入者名、特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。京都市から送付した納入書は破棄してください。
- 京都市の市区町村コードは「**261009**」です。

国庫金振込御利用の
特別徴収義務者の方へ

京都市の指定金融機関は
「三菱UFJ銀行京都支店」です。

納入時には、振込明細票に特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月を必ず記入してください。

- eLTAX(地方税共通納税システム)により電子納付する場合は
6桁の指定番号の入力をお願いします。

1 手続きについて

受給者（納税義務者）が退職、転勤、休職、死亡等により、給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「給与所得者異動届出書」といいます。）を京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）へ提出してください。（「給与所得者異動届出書」は本手引書の7ページにありますのでコピーして使用してください。コピーの場合、提出は1枚で構いません。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）

なお、「給与所得者異動届出書」を提出されない場合には、当該受給者（納税義務者）に係る特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額について督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

ダウンロードページへのリンクはこちら →
または裏表紙をご覧ください。



2 一括徴収（残りの税額をまとめて徴収して納入）の場合

退職の日が令和7年6月1日から12月31日の間の受給者（納税義務者）の未徴収税額につきましては、本人からの申出があれば、最後の給与又は退職手当等から一括徴収することができます。

なお、一括徴収制度は、退職後の納税の負担等を考慮して設けられた制度ですので、趣旨をご理解いただき、納税者（従業員等）にご説明のうえ、一括徴収を勧奨していただきますよう、ご協力をお願いします。

退職の日が令和8年1月1日から4月30日の間の受給者（納税義務者）の未徴収税額につきましては、最後の給与及び退職手当等の合計額が未徴収税額に満たない場合を除き、受給者（納税義務者）の意思にかかわらず、一括して徴収しなければなりません。（死亡による退職の場合を除く。）

3 令和8年度の給与支払報告書提出後、令和8年6月1日までに給与所得者に異動が生じた場合

給与支払報告書（令和7年中の支払分）を該当市町村に提出した後、令和8年6月1日までの間に、受給者（納税義務者）に異動が生じた場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、当該受給者（納税義務者）の給与支払報告書を提出した市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

このとき、令和7年度に特別徴収の対象となっている方で、転居等により受給者（納税義務者）の令和7年1月1日現在の住所地と令和8年1月1日現在の住所地が異なる場合、令和7年度と令和8年度の課税市町村が異なるため、両方の市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

（例）令和7年10月に京都市から大阪市へ転居、令和8年3月31日に退職した場合

年 度	異動届出書提出先	提出期限
令和7年度	京都市へ提出	令和8年4月10日
令和8年度	大阪市へ提出	令和8年4月10日

4 休業・解散等に伴い特別徴収が継続できなくなる場合

給与支払者（特別徴収義務者）が、休業、解散又は合併等により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収の対象となっている受給者（納税義務者）全員（税額0円のものも含む）について「給与所得者異動届出書」を提出してください。

給与所得者異動届出書の記載例

1 退職等で残りの税額を普通徴収(本人が納付)にする場合

国外に転出される場合は、普通徴収の納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税する納税管理人が必要となります。届出先など詳しくは京都市ホームページで御案内しておりますので参照してください。

リンクはこちら →



【記載例：12月まで徴収し、1月以降徴収できなくなる場合】

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

受 7 印

(あて先) 京都市長
令和 7 年 12 月 27 日 提出

給与支払報告 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
洛中商事株式会社
個人番号又は法人番号 0123456789012

人事課 給与
氏 名 鴨川 花子
番 証 075-123-4567

6 年度 特別徴収
指定番号
7 年度 特別徴収
指定番号 180001
氏 名 番号 5

給与 氏 名 京都 太郎
生年月日 明・大 昭・平 55 年 5 月 5 日
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31
異動後

(ア) 特別徴収税額 (和定額) 154,500
(イ) 徴収済税額 6 月分 12 月分まで 90,500
(フ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 1 月分 5 月分まで 64,000
異動年月日 令和 7 年 12 月 27 日

異動の事由
1 転勤・転居
2 退職
3 死亡
4 婚姻
5 転居
6 転居
7 転居
8 転居
9 転居
10 転居
11 転居
12 転居
13 転居
14 転居
15 転居
16 転居
17 転居
18 転居
19 転居
20 転居
21 転居
22 転居
23 転居
24 転居
25 転居
26 転居
27 転居
28 転居
29 転居
30 転居
31 転居
32 転居
33 転居
34 転居
35 転居
36 転居
37 転居
38 転居
39 転居
40 転居
41 転居
42 転居
43 転居
44 転居
45 転居
46 転居
47 転居
48 転居
49 転居
50 転居
51 転居
52 転居
53 転居
54 転居
55 転居
56 転居
57 転居
58 転居
59 転居
60 転居
61 転居
62 転居
63 転居
64 転居
65 転居
66 転居
67 転居
68 転居
69 転居
70 転居
71 転居
72 転居
73 転居
74 転居
75 転居
76 転居
77 転居
78 転居
79 転居
80 転居
81 転居
82 転居
83 転居
84 転居
85 転居
86 転居
87 転居
88 転居
89 転居
90 転居
91 転居
92 転居
93 転居
94 転居
95 転居
96 転居
97 転居
98 転居
99 転居
100 転居
101 転居
102 転居
103 転居
104 転居
105 転居
106 転居
107 転居
108 転居
109 転居
110 転居
111 転居
112 転居
113 転居
114 転居
115 転居
116 転居
117 転居
118 転居
119 転居
120 転居
121 転居
122 転居
123 転居
124 転居
125 転居
126 転居
127 転居
128 転居
129 転居
130 転居
131 転居
132 転居
133 転居
134 転居
135 転居
136 転居
137 転居
138 転居
139 転居
140 転居
141 転居
142 転居
143 転居
144 転居
145 転居
146 転居
147 転居
148 転居
149 転居
150 転居
151 転居
152 転居
153 転居
154 転居
155 転居
156 転居
157 転居
158 転居
159 転居
160 転居
161 転居
162 転居
163 転居
164 転居
165 転居
166 転居
167 転居
168 転居
169 転居
170 転居
171 転居
172 転居
173 転居
174 転居
175 転居
176 転居
177 転居
178 転居
179 転居
180 転居
181 転居
182 転居
183 転居
184 転居
185 転居
186 転居
187 転居
188 転居
189 転居
190 転居
191 転居
192 転居
193 転居
194 転居
195 転居
196 転居
197 転居
198 転居
199 転居
200 転居
201 転居
202 転居
203 転居
204 転居
205 転居
206 転居
207 転居
208 転居
209 転居
210 転居
211 転居
212 転居
213 転居
214 転居
215 転居
216 転居
217 転居
218 転居
219 転居
220 転居
221 転居
222 転居
223 転居
224 転居
225 転居
226 転居
227 転居
228 転居
229 転居
230 転居
231 転居
232 転居
233 転居
234 転居
235 転居
236 転居
237 転居
238 転居
239 転居
240 転居
241 転居
242 転居
243 転居
244 転居
245 転居
246 転居
247 転居
248 転居
249 転居
250 転居
251 転居
252 転居
253 転居
254 転居
255 転居
256 転居
257 転居
258 転居
259 転居
260 転居
261 転居
262 転居
263 転居
264 転居
265 転居
266 転居
267 転居
268 転居
269 転居
270 転居
271 転居
272 転居
273 転居
274 転居
275 転居
276 転居
277 転居
278 転居
279 転居
280 転居
281 転居
282 転居
283 転居
284 転居
285 転居
286 転居
287 転居
288 転居
289 転居
290 転居
291 転居
292 転居
293 転居
294 転居
295 転居
296 転居
297 転居
298 転居
299 転居
300 転居
301 転居
302 転居
303 転居
304 転居
305 転居
306 転居
307 転居
308 転居
309 転居
310 転居
311 転居
312 転居
313 転居
314 転居
315 転居
316 転居
317 転居
318 転居
319 転居
320 転居
321 転居
322 転居
323 転居
324 転居
325 転居
326 転居
327 転居
328 転居
329 転居
330 転居
331 転居
332 転居
333 転居
334 転居
335 転居
336 転居
337 転居
338 転居
339 転居
340 転居
341 転居
342 転居
343 転居
344 転居
345 転居
346 転居
347 転居
348 転居
349 転居
350 転居
351 転居
352 転居
353 転居
354 転居
355 転居
356 転居
357 転居
358 転居
359 転居
360 転居
361 転居
362 転居
363 転居
364 転居
365 転居
366 転居
367 転居
368 転居
369 転居
370 転居
371 転居
372 転居
373 転居
374 転居
375 転居
376 転居
377 転居
378 転居
379 転居
380 転居
381 転居
382 転居
383 転居
384 転居
385 転居
386 転居
387 転居
388 転居
389 転居
390 転居
391 転居
392 転居
393 転居
394 転居
395 転居
396 転居
397 転居
398 転居
399 転居
400 転居
401 転居
402 転居
403 転居
404 転居
405 転居
406 転居
407 転居
408 転居
409 転居
410 転居
411 転居
412 転居
413 転居
414 転居
415 転居
416 転居
417 転居
418 転居
419 転居
420 転居
421 転居
422 転居
423 転居
424 転居
425 転居
426 転居
427 転居
428 転居
429 転居
430 転居
431 転居
432 転居
433 転居
434 転居
435 転居
436 転居
437 転居
438 転居
439 転居
440 転居
441 転居
442 転居
443 転居
444 転居
445 転居
446 転居
447 転居
448 転居
449 転居
450 転居
451 転居
452 転居
453 転居
454 転居
455 転居
456 転居
457 転居
458 転居
459 転居
460 転居
461 転居
462 転居
463 転居
464 転居
465 転居
466 転居
467 転居
468 転居
469 転居
470 転居
471 転居
472 転居
473 転居
474 転居
475 転居
476 転居
477 転居
478 転居
479 転居
480 転居
481 転居
482 転居
483 転居
484 転居
485 転居
486 転居
487 転居
488 転居
489 転居
490 転居
491 転居
492 転居
493 転居
494 転居
495 転居
496 転居
497 転居
498 転居
499 転居
500 転居
501 転居
502 転居
503 転居
504 転居
505 転居
506 転居
507 転居
508 転居
509 転居
510 転居
511 転居
512 転居
513 転居
514 転居
515 転居
516 転居
517 転居
518 転居
519 転居
520 転居
521 転居
522 転居
523 転居
524 転居
525 転居
526 転居
527 転居
528 転居
529 転居
530 転居
531 転居
532 転居
533 転居
534 転居
535 転居
536 転居
537 転居
538 転居
539 転居
540 転居
541 転居
542 転居
543 転居
544 転居
545 転居
546 転居
547 転居
548 転居
549 転居
550 転居
551 転居
552 転居
553 転居
554 転居
555 転居
556 転居
557 転居
558 転居
559 転居
560 転居
561 転居
562 転居
563 転居
564 転居
565 転居
566 転居
567 転居
568 転居
569 転居
570 転居
571 転居
572 転居
573 転居
574 転居
575 転居
576 転居
577 転居
578 転居
579 転居
580 転居
581 転居
582 転居
583 転居
584 転居
585 転居
586 転居
587 転居
588 転居
589 転居
590 転居
591 転居
592 転居
593 転居
594 転居
595 転居
596 転居
597 転居
598 転居
599 転居
600 転居
601 転居
602 転居
603 転居
604 転居
605 転居
606 転居
607 転居
608 転居
609 転居
610 転居
611 転居
612 転居
613 転居
614 転居
615 転居
616 転居
617 転居
618 転居
619 転居
620 転居
621 転居
622 転居
623 転居
624 転居
625 転居
626 転居
627 転居
628 転居
629 転居
630 転居
631 転居
632 転居
633 転居
634 転居
635 転居
636 転居
637 転居
638 転居
639 転居
640 転居
641 転居
642 転居
643 転居
644 転居
645 転居
646 転居
647 転居
648 転居
649 転居
650 転居
651 転居
652 転居
653 転居
654 転居
655 転居
656 転居
657 転居
658 転居
659 転居
660 転居
661 転居
662 転居
663 転居
664 転居
665 転居
666 転居
667 転居
668 転居
669 転居
670 転居
671 転居
672 転居
673 転居
674 転居
675 転居
676 転居
677 転居
678 転居
679 転居
680 転居
681 転居
682 転居
683 転居
684 転居
685 転居
686 転居
687 転居
688 転居
689 転居
690 転居
691 転居
692 転居
693 転居
694 転居
695 転居
696 転居
697 転居
698 転居
699 転居
700 転居
701 転居
702 転居
703 転居
704 転居
705 転居
706 転居
707 転居
708 転居
709 転居
710 転居
711 転居
712 転居
713 転居
714 転居
715 転居
716 転居
717 転居
718 転居
719 転居
720 転居
721 転居
722 転居
723 転居
724 転居
725 転居
726 転居
727 転居
728 転居
729 転居
730 転居
731 転居
732 転居
733 転居
734 転居
735 転居
736 転居
737 転居
738 転居
739 転居
740 転居
741 転居
742 転居
743 転居
744 転居
745 転居
746 転居
747 転居
748 転居
749 転居
750 転居
751 転居
752 転居
753 転居
754 転居
755 転居
756 転居
757 転居
758 転居
759 転居
760 転居
761 転居
762 転居
763 転居
764 転居
765 転居
766 転居
767 転居
768 転居
769 転居
770 転居
771 転居
772 転居
773 転居
774 転居
775 転居
776 転居
777 転居
778 転居
779 転居
780 転居
781 転居
782 転居
783 転居
784 転居
785 転居
786 転居
787 転居
788 転居
789 転居
790 転居
791 転居
792 転居
793 転居
794 転居
795 転居
796 転居
797 転居
798 転居
799 転居
800 転居
801 転居
802 転居
803 転居
804 転居
805 転居
806 転居
807 転居
808 転居
809 転居
810 転居
811 転居
812 転居
813 転居
814 転居
815 転居
816 転居
817 転居
818 転居
819 転居
820 転居
821 転居
822 転居
823 転居
824 転居
825 転居
826 転居
827 転居
828 転居
829 転居
830 転居
831 転居
832 転居
833 転居
834 転居
835 転居
836 転居
837 転居
838 転居
839 転居
840 転居
841 転居
842 転居
843 転居
844 転居
845 転居
846 転居
847 転居
848 転居
849 転居
850 転居
851 転居
852 転居
853 転居
854 転居
855 転居
856 転居
857 転居
858 転居
859 転居
860 転居
861 転居
862 転居
863 転居
864 転居
865 転居
866 転居
867 転居
868 転居
869 転居
870 転居
871 転居
872 転居
873 転居
874 転居
875 転居
876 転居
877 転居
878 転居
879 転居
880 転居
881 転居
882 転居
883 転居
884 転居
885 転居
886 転居
887 転居
888 転居
889 転居
890 転居
891 転居
892 転居
893 転居
894 転居
895 転居
896 転居
897 転居
898 転居
899 転居
900 転居
901 転居
902 転居
903 転居
904 転居
905 転居
906 転居
907 転居
908 転居
909 転居
910 転居
911 転居
912 転居
913 転居
914 転居
915 転居
916 転居
917 転居
918 転居
919 転居
920 転居
921 転居
922 転居
923 転居
924 転居
925 転居
926 転居
927 転居
928 転居
929 転居
930 転居
931 転居
932 転居
933 転居
934 転居
935 転居
936 転居
937 転居
938 転居
939 転居
940 転居
941 転居
942 転居
943 転居
944 転居
945 転居
946 転居
947 転居
948 転居
949 転居
950 転居
951 転居
952 転居
953 転居
954 転居
955 転居
956 転居
957 転居
958 転居
959 転居
960 転居
961 転居
962 転居
963 転居
964 転居
965 転居
966 転居
967 転居
968 転居
969 転居
970 転居
971 転居
972 転居
973 転居
974 転居
975 転居
976 転居
977 転居
978 転居
979 転居
980 転居
981 転居
982 転居
983 転居
984 転居
985 転居
986 転居
987 転居
988 転居
989 転居
990 転居
991 転居
992 転居
993 転居
994 転居
995 転居
996 転居
997 転居
998 転居
999 転居
1000 転居

2 転勤の場合

受給者(納税義務者)が、新たな勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず事前に新たな勤務先の経理担当者に連絡したうえで、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先(特別徴収義務者)」欄の所在地、名称、電話番号、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

【記載例：12月まで徴収し、1月から新しい勤務先で特別徴収する場合】

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

受 7 印

(あて先) 京都市長
令和 7 年 12 月 27 日 提出

給与支払報告 京都市中京区寺町通御池上る
上本能寺前町488番地
洛中商事株式会社
個人番号又は法人番号 0123456789012

人事課 給与
氏 名 鴨川 花子
番 証 075-123-4567

6 年度 特別徴収
指定番号
7 年度 特別徴収
指定番号 180001
氏 名 番号 5

給与 氏 名 京都 太郎
生年月日 明・大 昭・平 55 年 5 月 5 日
個人番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
1月1日現在 京都市右京区太秦〇〇町31
異動後

(ア) 特別徴収税額 (和定額) 154,500
(イ) 徴収済税額 6 月分 12 月分まで 90,500
(フ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 1 月分 5 月分まで 64,000
異動年月日 令和 7 年 12 月 27 日

異動の事由
1 転勤・転居
2 退職
3 死亡
4 婚姻
5 転居
6 転居
7 転居
8 転居
9 転居
10 転居
11 転居
12 転居
13 転居
14 転居
15 転居
16 転居
17 転居
18 転居
19 転居
20 転居
21 転居
22 転居
23 転居
24 転居
25 転居
26 転居
27 転居
28 転居
29 転居
30 転居
31 転居
32 転居
33 転居
34 転居
35 転居
36 転居
37 転居
38 転居
39 転居
40 転居
41 転居
42 転居
43 転居
44 転居
45 転居
46 転居
47 転居
48 転居
49 転居
50 転居
51 転居
52 転居
53 転居
54 転居
55 転居
56 転居
57 転居
58 転居
59 転居
60 転居
61 転居
62 転居
63 転居
64 転居
65 転居
66 転居
67 転居
68 転居
69 転居
70 転居
71 転居
72 転居
73 転居
74 転居
75 転居
76 転居
77 転居
78 転居
79 転居
80 転居
81 転居
82 転居
83 転居
84 転居
85 転居
86 転居
87 転居
88 転居
89 転居
90 転居
91 転居
92 転居
93 転居
94 転居
95 転居
96 転居
97 転居
98 転居
99 転居
100 転居

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先(左記担当者)へは、
月分(翌月10日納期限分) 月割額 12800 円
月分(翌月10日納期限分) 月割額 12800 円
を徴収し、納入するよう連絡済みです。

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

異動年月日(12月31日以前)でかつ本人からの申出があったため。
異動年月日(12月31日以後)でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

③ 普通徴収の場合(一括徴収しない)場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

異動年月日(12月31日以前)でかつ本人からの申出があったため。
異動年月日(12月31日以後)でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
死亡による退職のため。

給與支給報告に係る給與所得者異動届出書

7 付印

令和 年 月 日 提出	(あて先) 京都市長	給与文書(事務者)	所在地	担当者	6 年度	特別徴収 指定番号
					7 年度	特別徴収 指定番号

[illegible]

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）		
所在地	氏名	新しい勤務先（左記担当者）へは、
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収 指定番号	月分(翌月10日納期限分)
	フリガナ 名称	月分(翌月10日納期限分)～
	担当者	月額 月額
		円 円

を徴収し、納入するよう連絡です。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

異動年を記入 □ □ □ □	1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。	2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。
	→	

左記の一括徴収した税額は 円
月分（翌月10日納期限分）で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

※郵年 月 日 が 1月 1日 ～ 4月 30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年 月 日 が 6月 1日 ～ 12月 31日 でかつ本人からの申出がないため、

2 異動年 月 日 が 1月 1日 ～ 4月 30日 でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額（ウ）を一括徴収できないため。

3 死亡による退職のため。

- 1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（生民税）・森林環境税（国税）を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
- 2 雇止期日は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。
- 3 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 4 太線枠内を記入し、ご提出ください。
- 5 本書とは別に、翌年の1月31日（土日）の場合は、2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してってください。
- 6 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせてください。

A	B	C	D	E	F



特別徴収への切替申出書

記載例 P.8 参照

※この用紙を原紙として、コピーして御使用ください。

給与別徴収義務者	給付特与別徴収義務者	指定番号	○ 持っている(右に記入してください) ○ 持っていない(記入不要)										
		所在地(住所)	(〒 -)										
		フリガナ											
		名称(氏名)											
		法人番号											
年 月 日 提出													
所属		この申出書に 関する問合せに 応答される方											
氏名													
電話													
紙の納入書は必要ですか？		○必要 ○不要											
すでに納入書をお持ちの場合・電子納付や金融機関の振替サービスを利用する場合等													

切替希望する者	現住所	納税者コード	区	学区	町	氏名コード
	フリガナ	年 税 額				
	氏 名	納付済の納期及び納付済額	期分まで納付済			
	生 年 月 日	年 月 日	期分から特別徴収への切替えを希望します。			
	平 昭	普通徴収の				

- * 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替えはできません。
- * また、「指定納期限」と記載の納付書は、切替えができない場合があります。
- * 65歳以上で公的年金を受給されている方については、年度途中での給与からの特別徴収への切替えはできません。
- * 特別徴収開始月は、原則として以下のとおりです。特に開始月の希望がある場合は、右欄に記入してください。
- 毎月1日から10日までに提出先に到着した場合…翌 月
- 毎月11日から月末までに提出先に到着した場合…翌々月
- * 年度当初からの特別徴収開始(6月開始)を希望される場合は、4月10日必着で提出先に到着するように提出してください。それ以降に到着した場合は、開始月が7月以降となります。
- * 二重納付防止のため、できるだけ、普通徴収の納付書(納期限前のものに限る)を同封してください。同封されない場合は、切替対象分を誤って納付されないようお願いください。なお、納税通知書は同封しないください。
- * 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に提出先へ電話で連絡してください。

連絡事項				
開始希望月	月	月	月	(翌月10日納期限分)
月割額の連絡	月	月	月	日までに必要

特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用) 《茶色刷》の表示内容

年度 給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (特別徴収義務者用)

京都市 地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに京都市市税条例第32条の4(第32条の7)第1項の規定により、年度の給与所得に係る市民税、府民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記の通り決定(変更)したのでお知らせします。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市税に異議を申し立てることができます。この特別徴収税額の取崩しを定める折は、前記の審査請求に対する議決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に異議を申し立てる(市長が報告の代表者となります。)提起することができます。

なお、この取崩しの取崩しは、地方税法の規定により前記の審査請求に対する議決を経た後でなければ無効となる場合がありますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても取崩がないとき、②取崩の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他の取崩をしないことにつき正当な理由があるときは、取崩を経ないで、取崩の取崩しの取崩しを提起することができます。

また、審査請求書は、京都市市税事務所に提出してください。

年 月 日

京都市長 京都市税務局

指定番号 氏名 市町村コード 261009 個人番号 特別徴収税額 課税人員 非課税人員

月 納付額 人数 納付額 人数 納付額 人数

6月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

7月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

8月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

9月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

10月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

11月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

12月分 1,000 1 1,000 1 1,000 1

合計 12,000 12 12,000 12 12,000 12

納期の特例の承認を受けている場合は、その旨を表示しています。

住所 氏名

氏名

住所

変更月 月

(摘要)

- ア 特別徴収義務者の指定番号を表示しています。
- イ 特別徴収義務者の所在地、住所又は送付先を表示しています。
- ウ 特別徴収義務者の名称又は氏名を表示しています。
- エ 特別徴収義務者が年間に徴収する税額の合計を表示しています。
- オ 納税義務者のうち、特別徴収税額のある人数を課税人員欄に、税額のない人数を非課税人員欄に表示しています。ただし、変更通知書には表示していません。
- カ 各月ごとの、特別徴収税額がある人数(納税者数)及び特別徴収税額の合計額を表示しています。
- キ 納期の特例の承認を受けている場合は、その旨を表示しています。
- ク 各納税義務者の住所、氏名等を表示しています。
- ケ 各納税義務者の年間に徴収する税額の合計を表示しています。
- コ 各納税義務者の月別の徴収額を表示しています。
- サ 変更通知書において、税額の変更があった場合に、変更があった最初の月を表示しています。
- シ 変更通知書の場合は、異動理由等を表示しています。

※ 平成30年度分から、書面により送付する場合は、当分の間、「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。(当該欄は空欄としています。)

年度途中で税額が減額となった場合について

年度当初の決定通知書作成後に通知内容に変更が生じた場合には、変更通知書を送付いたします。税額に増減がある場合の変更月(上図サ欄)は、原則として通知日の翌月以降となりますが、減額となる場合で、差額が翌月以降の変更前額の合計を上回る場合は、変更月が通知日以前の月となる場合があります。

(例)

● 当初の決定通知書の内容

特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	合計
12,000		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	12,000

● 変更通知書の内容(11月下旬発送分)

特別徴収税額	納付	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	合計
4,500		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	0	4,500

通知が届いた時点で、既に11月分として1,000円徴収してしまっている

- 通知が届いた当月分(11月分)までは、変更前の金額でそのまま納入してください。
- 当月分までの差額(10月分500円+11月分1,000円)は、京都市から本人へ直接還付します。手続き書類が自宅に届くのをお待ちいただくようご案内ください。

※ 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用) **緑色刷** の表示内容につきましては、京都市役所ホームページに掲載しております。

「京都市情報館」トップページ左上の **暮らしの情報** をクリック

- ➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税(特別徴収)／給与支払報告書
- ➡ 個人住民税(市民税・府民税)の特別徴収制度について

リンクはこちら ➡



section

3-A

退職手当等からの特別徴収の手続方法

1 退職手当等とは

退職手当、一時恩給等その他名称を問わず、退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

2 徴収及び納入について

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、退職手当等の支払いをする際、退職手当等に係る市民税・府民税の合計額を徴収し、徴収した月の翌月の10日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに、**退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における受給者（納税義務者）の住所地の市町村に納入**することとされています。

3 「退職手当等の支払いを受けるべき日」とは

退職手当等の支払いを受ける権利が確定する日をいい、通常は退職した日になります。

また、会社役員等の退職手当等で、その法人の定款等により株主総会等の決議を要するものについては、その決議があった日になります。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日になります。

4 退職手当等に係る市民税・府民税が課税されない方 及び 徴収の必要のない方について

退職手当等に係る 市民税・府民税が 課税されない方	① 退職手当等の収入金額が、退職所得控除額（13、14ページ参照）より少ない場合 ② 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
退職手当等に係る 市民税・府民税を 徴収する必要のない方	① 退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において、国内に住所を有しない場合 ② 受給者（納税義務者）本人の死亡により支払われる退職手当等で、相続税の課税対象となる場合

5 納入手続について

退職手当等に係る特別徴収税額を納入する際は、同封の「給与所得等に係る市民税・府民税・森林環境税特別徴収の納入書」の「退職所得分」欄に該当税額を記入するとともに、**納入書裏面の「市民税・府民税 納入申告書」**に必要事項を記入したうえで納入してください。

納入書の書き方 P.4参照

納入申告書の書き方 P.15参照

納入場所 P.2参照

6 納期の特例について

退職手当等に係る特別徴収税額の納入に当たっては、給与所得等に係る特別徴収税額と同様に、納期の特例制度を利用することができます。

詳細 P.3参照



7 「退職所得申告書」について

- 退職手当等の受給者（納税義務者）は、その支払いを受ける時までに、「退職所得申告書」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一様式となっており、税務署で配布しています。また、国税庁のホームページからダウンロードもできます。）を退職手当等の支払者（特別徴収義務者）に提出することとなっています。

リンクはこちら →



- 「退職所得申告書」は、本来、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）を経由して、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村へ提出することとなっていますが、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、市町村長から特に提出を求められた場合以外は、提出する必要はありません。（退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が保管することになっています。）
- 退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、「退職所得申告書」に基づき退職手当等に係る市民税・府民税の額（特別徴収税額）を計算することになります。

具体的な計算方法 P.13、14 参照

8 提出書類について

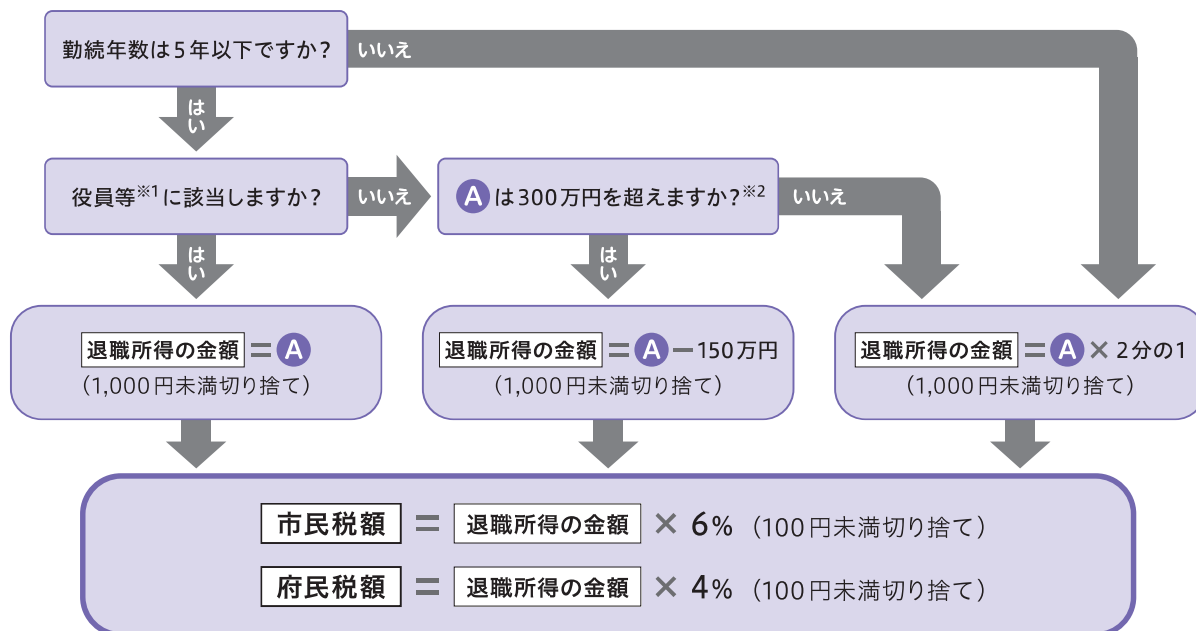
退職手当等の支払いを行った場合は、下表のとおり、受給者の区分に応じた書類を提出してください。

提出書類	受給者の区分	
	退職手当等の受給者 （納税義務者）が 法人の役員である場合	退職手当等の受給者 （納税義務者）が 一般の従業員である場合
特別徴収票 ★ 所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。また、国税庁のホームページからダウンロードもできます。	要提出 課税の有無に係わらず、退職の日以後1月以内に、京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）へ1部提出してください。	提出不要 ★ ただし、退職所得申告書に「支払済みの他の退職手当等がある」旨が記載されている場合は 提出が必要です 。
納入申告書 （納入書裏面）	退職所得に係る市民税・府民税が課税される場合は、 京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）へ提出してください 。 金融機関を通じて京都市に提出されます。 記載方法 P.15 参照 退職所得に係る市民税・府民税が課税されない場合は 提出不要です 。	
退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書 ▶ 本手引書の 16ページ にありますので コピーして使用してください 。 ▶ 京都市ホームページからダウンロードもできます。 ▶ 計算の内訳がわかる計算書等がある場合はそちらでも結構です。	退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した場合に、必要枚数作成し、 京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）へ提出してください 。 令和8年1月1日以後は提出不要です。 記載方法 P.15 参照 退職所得に係る市民税・府民税が課税されない場合は 提出不要です 。 ※退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員が2名以下で、他の支払者からの退職手当等を合算して特別徴収税額を算出していない場合は、納入申告書下段の「退職者の内訳」欄へ記載いただくことで、内訳届出書の省略は可能です。	

★令和8年1月1日以後は全ての受給者（納税義務者）について提出が必要です。他の退職手当等の支払いがある等で計算内訳を特別徴収票内に書ききれない場合は、別途計算の内訳がわかる計算書等の提出もお願いします。

1 特別徴収税額の計算方法

退職手当等の支払金額から退職所得控除額を控除した後の残額（以下、**A**とします。）を基に、受給者の勤続年数等によって、下図に従って計算してください。



※1「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
①法人税法第2条第15号に規定する役員
②国会議員及び地方議会議員
③国家公務員及び地方公務員

※2 この規定は、令和4年1月1日以後に支払うべき退職手当等について適用されます。それ以前に支払うべき退職手当等については、「いいえ」としてください。

2 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、下記(1)～(3)により算出してください。
また、14ページに「退職所得控除額表」（勤続年数と控除額の一覧表）を掲載しています。



(1) 退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数が20年以下の場合	40万円 × 勤続年数 (80万円に満たない場合は、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

(2) 勤続年数について

退職所得控除額の計算をする際は、勤続年数に1年未満の端数がある場合、これを切り上げて1年とします。

(3) 障害者になったことに基因して退職した場合

退職手当等の受給者（納税義務者）が、障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記(1)の計算によって算出した金額に100万円を加算した金額を退職所得控除額とします。

(4) 退職所得控除額表

勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)
1	80
2	80
3	120
4	160
5	200
6	240
7	280
8	320
9	360
10	400

勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)
11	440
12	480
13	520
14	560
15	600
16	640
17	680
18	720
19	760
20	800

勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)
21	870
22	940
23	1,010
24	1,080
25	1,150
26	1,220
27	1,290
28	1,360
29	1,430
30	1,500

勤続年数 (年)	退職所得 控除額 (万円)
31	1,570
32	1,640
33	1,710
34	1,780
35	1,850
36	1,920
37	1,990
38	2,060
39	2,130
40	2,200

3 算出上の注意点

(1) 「退職所得申告書」に「支払済みの他の退職手当等がある」旨が記載されている場合

支払われる退職手当等の支払金額と退職所得申告書に記載されている支払済みの他の退職手当等の支払金額を合算した金額から、退職所得控除額を控除した金額について特別徴収税額を求め、その税額から支払済みの他の退職手当等から徴収された又は徴収されるべき税額を控除して算出してください。

また、この場合、退職手当等の受給者（納税義務者）が一般の従業員であっても特別徴収票の提出が必要となります。

(2) 「退職所得申告書」の提出がない場合

13ページ「1 特別徴収税額の計算方法」の要領で計算してください。

(3) 退職手当等を分割支給する場合

受給者（納税義務者）に退職手当等を分割して支払う場合は、まず、支払うべき退職手当等の総額について特別徴収税額を算出してください。この算出された税額を、各々の分割した支払金額の割合にあん分し、支払いのつど徴収し納入してください。（100円未満の端数がある場合は最初の納入時に加算してください。）



〈納入申告書〉は、納入書の裏面にあります。

納入時に必要事項を記入し、金融機関に提出してください。

【記載例】

人員欄に記入された者に対して支払った退職手当等の金額の合計額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税及び府民税のそれぞれの合計額を記入してください。

退職手当等の受給者氏名、住所、税額計算の基となった内容及び税額を記載してください。退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員が3名以上又は他の支払者からの退職手当等を合算して特別徴収税額を算出している場合は、下記の様式を必要枚数作成し、提出してください。

赤色で印刷された用紙です。

退職所得に係る 個人市民税 個人府民税 納入申告書

京都市長 あて 令和 7 年 10 月 11 日 提出 令和 7 年 9 月 分 人員 2 人

退職手当等支払金額 ￥364,387.70

特別徴収税額 市民税 ￥686,600 府民税 ￥457,700

地方税法第50条の5及び第32条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者) 住所又は〒 604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 氏名又は 洛中商事株式会社 法人番号又は個人番号 1234567890111 連絡先 (075) 123-4567

氏名	左京 次郎	氏名	右京 三郎
① 1月1日現在の住所	京都市北区紫野〇〇町33	② 1月1日現在の住所	京都市伏見区〇〇町681
勤続年数	35年(※年末満期)	勤続年数	5年(※年末満期)
支払金額	27,485,570円	支払金額	8,953,200円
特別徴収税額	269,500円	特別徴収税額	417,100円
税額	179,600円	税額	278,100円

表面の納入書と同じ「年・月」を記入してください。

退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員を記入してください。

退職手当等の支払者(特別徴収義務者)の住所又は所在地、氏名又は名称を記入してください。

この申告書の内容についてお尋ねする場合の連絡先を記入してください。

退職手当等の支払者(特別徴収義務者)の法人番号又は個人番号を記入してください。

〈納入内訳届出書〉は、金融機関ではなく

京都市市税事務所法人諸税室(特別徴収担当)まで直接提出してください。

【記載例】

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書

(宛先) 京都市長 令和 7 年 10 月 5 日 提出 令和 7 年 9 月 分 令和 7 年 10 月 10 日 報告人員 2 人 納入税額 1,144,300 円

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額及び支払日(ア)	退職所得控除額(イ)	退職所得控除後の金額(ア)-(イ)	徴収した市民税・府民税額
住所 京都市北区紫野〇〇町33 氏名 左京 次郎	自平成27年10月1日 至令和7年9月30日 勤続35年(※年末満期)	27,485,570円 令和7年9月28日	18,500,000円	8,985,570円	市民税額 269,500円 府民税額 179,600円 合計税額 449,100円
住所 京都市伏見区〇〇町681 氏名 右京 三郎	自令和3年1月1日 至令和7年9月17日 勤続5年(※年末満期)	8,953,200円 令和7年9月17日	2,000,000円	6,953,200円	市民税額 417,100円 府民税額 278,100円 合計税額 695,200円

退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間	勤続年数(※年末満期)	退職手当等の支払金額及び支払日(ア)	退職所得控除額(イ)	退職所得控除後の金額(ア)-(イ)
住所 京都市北区紫野〇〇町33 氏名 左京 次郎	自 年 月 日 至 年 月 日	年	円	円	円

退職手当等の分割回数	分割回数	退職手当等の支払金額及び支払日(ア)	既に支払った金額及び税額(イ)	今回支払う金額及び税額(ロ)	未払い金額及び税額(ア)-(イ)-(ロ)
年 月 から 年 月 まで	回分割のうち 回目	円	円	円	円
今回の支払日	分割回数が多い場合は分割明細書を添付してください。	円	円	円	円
年 月 日		円	円	円	円

※税額計算の基となる内訳がわかる既存の計算書等がある場合はそちらを提出いただいても結構です。

令和8年1月1日以後は提出不要です。

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書

受 付 印

(宛先) 京都市長

特別徴収義務者の所在地 (住所) ・ 名称 (氏名)		特別徴収義務者指定番号	
所在地 (住所) :		担当者の所属・氏名・電話番号 (所属) (氏名) (電話)	
名 称 (氏名) :		報告人員	
令和 年 月 日 提出	納入月 令和 年 月 分	納入年月日 令和 年 月 日	納入税額 人 円

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額及び支払日 (ア)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)	徴収した市民税・府民税額
住所	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年 (一年未満は切上げ)	円 月 日 年 月 日	円	市民税額 円 府民税額 円
氏名	左の者が特定役員 (注) である場合は○をしてください。 (法人の役員の場合は退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳		合計税額 円
住所	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年 (一年未満は切上げ)	円 月 日 年 月 日	円	市民税額 円 府民税額 円
氏名	左の者が特定役員 (注) である場合は○をしてください。 (法人の役員の場合は退職所得の特別徴収票の提出も必要です。)	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳		合計税額 円

退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。 (注) 特定役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	住所	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間	勤続年数 (一年未満は切上げ)	退職手当等の支払金額 (ア)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)
氏名	氏名	自 年 月 日 至 年 月 日	年	円	円
分割支払期間	分割回数	退職手当等の支払金額及び税額 (ア)	既に支払った金額及び税額 ①	今回支払う金額及び税額 ②	未払い金額及び税額 (ア) - (①+②)
年 月から 年 月まで	回分割のうち 回目	円	円	円	円
今回の支払日	[分割回数が多い場合は分割明細書を添付してください。]	市民税額 ③	円	円	円
年 月 日		府民税額 ④	円	円	円
内 訳		合計税額 ③+④	円	円	円

令和8年1月1日以後は提出不要です。

名称等の変更届出書の記載例

次の場合には、「給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書」を京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）まで提出してください。（次ページにありますのでコピーして使用してください。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）

ダウンロードページへのリンクはこちら →
または裏表紙をご覧ください。



- 給与支払者の所在地、住所が変更された場合
- 給与支払者の名称（社名）、氏名が変更された場合
- 特別徴収税額の通知書等の送付先の変更を希望される場合
- 合併による変更が生じた場合
- その他、特別徴収事務に関する取扱いを変更された場合

【記載例】

給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書			
受印 (宛先) 京都市長 令和 7 年 8 月 18 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒 604 - 8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 番地	特別徴収義務者 指 定 番 号 180001
		名称及び代表者名又は氏名 洛中商事株式会社 代表取締役社長 洛中 正子	法人番号 1234567890111
特別徴収義務者 (給与支払者)	フリガナ	キョウトシナカギョウクヨシダ〇〇チャウ	キョウトシナカギョウク テラマチドリオイケアガル カミホンノウジマエチャウ
	所在地 又は住所	〒 606 - 8511 京都市左京区吉田〇〇町1番地	〒 604 - 8571 京都市中京区 寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
	フリガナ	ラクチュウショウワカブシキガイシャ	
	名 称 又は氏名	洛中商事株式会社	変更なし
	電話番号	075 - 111 - 1111	075 - 123 - 4567
変更年月日	令和 7 年 8 月 16 日		
変更事項 該当する項目に☑を記入してください。	(1)所在地、住所の変更 ☒ 事務所の移転（登記簿所在地の変更）(有・無) (有・無のいずれかに○を付けてください。) ☐ その他 ()		
	(2)名称、氏名の変更 ☐ 社名・氏名変更 ☐ その他 () (3)特別徴収関係書類の送付先の変更 ☐ 新規 ☐ 変更 ☐ 取消 ※所在地、住所以外に、新規に送付先を設定される場合は、変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名を記入してください。		
(4)合併による変更（登記上の扱いを記入してください。） ☐ 新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 (特別徴収義務者指定番号：) 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 ☐ 吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 (特別徴収義務者指定番号：) 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 (特別徴収義務者指定番号：) ※合併後に名称、所在地を変更した場合は、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。 (5)その他 ☐ 特別徴収事務の一元化 ☐ その他 ()			

※ 合併の場合、受給者（納税義務者）全員分の「給与所得者異動届出書」（転勤・退職等）についても必ず提出してください。

記入に当たっての注意点

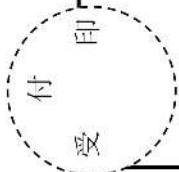
- (1) 休業、解散又は合併により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収の対象となっている受給者（納税義務者）全員（税額が0円のものも含む）について「給与所得者異動届出書」を京都市市税事務所法人諸税室（特別徴収担当）へ提出してください。
- (2) 法人市民税を京都市に納付いただいている法人については、別途、「法人等設立・解散・変更届出書」（京都市ホームページからダウンロードできます。）を京都市市税事務所法人諸税室（法人市民税担当）へ提出してください。

ダウンロードページへのリンクはこちら →



給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書

下記には届出日における所在地又は住所、名称及び代表者名又は氏名等を記入してください。



令和 年 月 日 提出 (宛 先) 京 都 市 長	特 別 徴 収 義 務 者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒	特別徴収義務者 指 定 番 号
		名称及び代表者名又は氏名	法人番号
			所 属
			連絡先 担当者氏名 電 話 番 号

特 別 徴 収 義 務 者 (給与支払者)	変 更 前		変 更 後	
	フリガナ			
	所 在 地 又は住所	〒	〒	
	フリガナ			
	名 称 又は氏名 電話番号			

変更年月日	令和 年 月 日
変 更 事 項	該当する項目に☑してください。 (1)所在地、住所の変更 ☐事務所の移転（登記簿所在地の変更 有・無） （有・無のいずれかに○を付けてください。） ☐その他（ ） (2)名称、氏名の変更 ☐社名・氏名変更 ☐その他（ ） (3)特別徴収関係書類の送付先の変更 ☐新規 ☐変更 ☐取消 ※所在地、住所以外に、新規に送付先を設定される場合は、 変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名 を記入してください。 (4)合併による変更（登記上の扱いを記入してください。） ☐新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 ☐吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） ※合併後に二名称、所在地を変更した場合、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。 (5)その他 ☐特別徴収事務の一元化 ☐その他（ ）

※ 合併の場合、受給者（納税義務者）全員分の「給与所得者異動届出書」（転勤・退職等）についても必ず提出してください。

指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・府民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局（店）に指定しましたので通知します。

1 認可又は承認番号	郵1業 第1588号
2 口座番号	01010-3-960099
3 加入者名	京都市会計管理者
4 取りまとめ局	大阪貯金事務センター

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長
様
郵便局長

京 都 市 長
(公印省略)

(注) 近畿2府4県の区域外の郵便局・ゆうちょ銀行に払い込まれる場合は、必ずこの通知書を、当該郵便局・ゆうちょ銀行へ御提出ください。

特別徴収税額通知受取方法変更届出書

年 月 日 提出者 (宛先) 京都市長	(給与者) 特別徴収義務者	所在地 (住所)	〒										特別徴収義務者 指定番号				
		名称 (氏名)													所属		
		代表者 職氏名													担当者 連絡先	氏名	
		法人番号													電話	—	—

対象年度：令和()年度

eLTAX利用者ID											変更後(新)	※変更事項のみ記入してください。
事項	変更前(旧)										※変更事項のみ記入してください。	
特別徴収義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面										☐ 書面	
納税義務者用	☐ 電子データ ☐ 書面										☐ 書面	
メールアドレス												

※ 注意事項

- 1 eLTAXにより各年度の給与支払報告書を提出する際に選択した特別徴収税額通知の受取方法の変更を希望する場合に使用する書類です。
- 2 5月中旬送付予定の税額決定通知書に間に合わせるためには、3月31日(休日の場合は翌開庁日)までの提出が必要です。
- 3 書面送付から電子送付への変更はできません。
- 4 特別徴収義務者が個人の場合はその住所及び氏名を、法人の場合は本店または主たる事業所の所在地、名称、代表者氏名及び法人番号を記入してください。
- 5 電子データを選択した場合は、電子データによる特別徴収税額通知のみ送信し、書面による通知書は送付しません。
- 6 書面を選択した場合は、書面による特別徴収税額通知のみ送付し、電子データは送信しません。

令和7年度から適用される個人住民税の主な改正

○ 令和7年度個人住民税の定額減税

合計所得金額が1,000万円超1,805万円以下である、納税義務者本人の同一生計配偶者（国内居住者のみ、合計所得金額が48万円以下の配偶者）について、令和7年度に限り、納税義務者本人の個人住民税の所得割から1万円が減税されます。

項目が 1つだけになったので
番号ではなく、「●」にした方が
違和感がないように思います。

詳しくは
京都市ホームページを
ご覧ください。



スペースがあるので
アドレスを掲載すると
より親切なように思います。
アドレス：裏表紙から転載しましたが
これでよろしいでしょうか？

京都市役所ホームページ〈京都市情報館〉
<https://www.city.kyoto.lg.jp/>

▶ 給与所得等に係る特別徴収事務についてのお問い合わせ先

▶ 給与支払報告書や給与所得者異動届出書の提出先

移転前 令和7年8月11日まで

京都市市税事務所 法人諸税室（特別徴収担当）

〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル5階

Tel. (075) 213-5246 Fax. (075) 213-5305



〈地下鉄〉
「烏丸御池」出入口4-2番



〈市バス〉
「烏丸御池」下車すぐ

令和7年8月12日から事務所が移転します!!

以降の書類の送付先と問合せ先は下記のとおりお願いいたします。

移転後 令和7年8月12日以降

京都市市税事務所 法人諸税室（特別徴収担当）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
市役所分庁舎B1階

Tel. (075) 222-3658 Fax. (075) 213-5305



〈地下鉄東西線〉
「京都市役所前」



〈市バス〉
「京都市役所前」下車すぐ

※開庁時間 8:45～17:00（土曜日・日曜日・祝日・年末年始は閉庁） ※来庁される際は、公共交通機関を御利用ください。

▶ 個人の課税内容に関するお問い合わせ先

京都市市税事務所

特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の個人の課税内容に関しては、
受給者本人からお住まいの地域を担当する市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

担当名	担当地域	電話番号（直通）
市民税 第1担当	北区 上京区	(075) 746-5824
	中京区	(075) 746-5819
市民税 第2担当	伏見区 伏見区深草	(075) 746-5834
	山科区 伏見区醍醐	(075) 746-5837

担当名	担当地域	電話番号（直通）
市民税 第3担当	西京区 西京区洛西	(075) 746-5849
	右京区	(075) 746-5843
市民税 第4担当	下京区 南区	(075) 746-5872
	左京区 東山区	(075) 746-5863

▶ ホームページ

京都市役所ホームページ〈京都市情報館〉 <https://www.city.kyoto.lg.jp/>

〈申請書・届出書のダウンロード〉

「京都市情報館」トップページ左上の **暮らしの情報** をクリック

➡ 市税 ➡ 申請書届出書ダウンロード

➡ 申請書・届出書ダウンロードサービス一覧（法人・事業所関係）

リンクはこちら ➡



ダウンロードしていただける申請書・届出書等

- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 特別徴収への切替申出書
- 特別徴収用納入書
- 退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書
- 給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書
- 納期の特例に関する申請書
- 納期の特例取消し届出書
- 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- 普通徴収とする切替理由書
- 特別徴収税額通知受取方法変更届出書

〈特別徴収制度・給与支払報告書の提出〉

「京都市情報館」トップページ左上の **暮らしの情報** をクリック

➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税（特別徴収）／給与支払報告書

リンクはこちら ➡



〈市民税・府民税の制度〉

「京都市情報館」トップページ左上の **暮らしの情報** をクリック

➡ 市税 ➡ 市税の種類 ➡ 個人市・府民税

リンクはこちら ➡

